

学校法人静岡精華学園公益通報等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、改正公益通報者保護法（令和2年法律第51号）による内部通報対応体制整備の趣旨に則り、公益通報対象事実を含む法令及び学校法人静岡精華学園（以下「学園」という。）の寄附行為その他の内部規程に違反する行為に関する公益通報の適正な対応の仕組みを定めることにより、通報者の保護を図るとともに、法令等に違反する行為の早期発見及び是正を図り、もって学園のコンプライアンス体制の強化及び学園業務の適正な確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「役職員」とは、学園の役員、職員、派遣されている派遣労働者並びに請負契約その他の契約に基づき学園においてその業務に従事する取引先の労働者及び役員（通報の日前1年以内に職員、派遣労働者、取引先の労働者であった者を含む。）をいう。
- (2) 「コンプライアンス」とは、役職員が、確固たる倫理観をもって学園の業務を遂行する組織風土を高めて適正かつ公正に学園の業務を遂行するため、法令及び学園の寄附行為その他の内部規程を遵守することをいう。
- (3) 「通報対象行為」とは、職員等による法令及び寄附行為その他の学園の諸規程に違反する行為又はそのおそれがある行為をいう。
- (4) 「内部公益通報」とは、役職員が、コンプライアンスに違反する行為を、第4条に定める学園の窓口へ通報し、又は相談することをいう。
- (5) 「通報対応業務」とは、内部公益通報を受け付け、通報対象行為の調査をし、是正に必要な措置をとる等の業務をいう。

(理事長の責務)

第3条 理事長は、学園の内部公益通報体制を統括、整備し、継続的な評価・改善を行うことにより、コンプライアンスに違反する行為の防止に努めなければならない。

(内部公益通報窓口及び責任者)

第4条 学園は、内部公益通報を受け付ける窓口を、内部監査室に設置する。

- 2 内部監査室は、前項に定める内部公益通報の受付の他、通報対象事実の調査をし、是正に必要な措置をとる業務（以下「公益通報対応業務」という。）を担当するものとする。
- 3 公益通報対応業務の責任者（以下「責任者」という。）は、内部監査室長とする。ただし、内部監査室長が被通報者の場合は、当該事案については、理事長が別の者を責任者として指名するものとする。

- 4 通報対象事実の実施主体である者又は関係している者は、公益通報対応業務に関与させないものとする。

(従事者)

第5条 学園は、内部公益通報の受付、調査、是正に必要な措置の全て又はいずれかを主体的に行う業務及び当該業務の重要部分について関与する業務を行う者であり、かつ、当該業務に関して公益通報者を特定させる事項を伝達される者（以下「従事者」という。）を定めなければならない。

- 2 従事者は、公益通報対応業務に関して知り得た事項であつて、公益通報者を特定させるものについて、守秘義務を負うことを確認の上、公益通報対応業務を行う。
- 3 従事者は、内部監査室の職員とする。ただし、理事長は、必要が生じた都度、その他の職員若干名を従事者として定めることができる。この場合において理事長は、書面又はメール等により、従事者の地位に就くことを、従事者となる者に示すこととする。

(内部公益通報の方法)

第6条 内部公益通報は、電子メール、電話、ファックス、手紙又は面談の方法によって行うことができる。

- 2 職員等は、内部公益通報を行う場合において、当該本人を特定する情報を秘匿することができる。
- 3 職員等は、不正の利益を得る目的、学園又は第三者に損害を加える目的その他の不正の目的をもって、内部公益通報を行ってはならない。

(他のコンプライアンス違反との関係)

第7条 ハラスメント行為、個人情報情報の漏洩、公的研究費の不正使用や不正な研究活動その他役職員のコンプライアンス違反に関して、学園の他の規程に定められているものは、当該規程に則って対応するものとする。

(受付及び報告)

第8条 公益通報・相談窓口において内部公益通報を受け付けた従事者は、直ちにその旨を責任者に報告しなければならない。

- 2 責任者は、理事長及び監事にその内容（通報者の同意がない場合は、当該本人を特定する情報を除く。）を報告するものとする。

(範囲外共有の防止)

第9条 通報者の氏名その他の通報者を特定させる情報は、通報者の同意がない限り、従事者間でのみ共有するものとする。

- 2 通報対象事実の調査により得られた情報（前項の情報を除く）は、従事者、内部監査室、是正措置の検討に関与する職員、役員のほか、必要に応じて権限を有する行政機関に限り

共有するものとする。

（調査の開始・通知）

第 10 条 責任者は、通報されたコンプライアンス違反行為に係る事実関係についての調査を実施するか否かの検討を行い、解決済みの案件である場合、明らかに調査の必要がない場合等の正当な理由がある場合を除いて、当該公益通報対応業務の調査を行う。

2 理事長は、調査に当たって高度の専門性を要すると判断した場合は、顧問弁護士等の専門家の意見を求め、必要に応じて調査に参加させることができる。

3 責任者は、当該通報者に対し、通報を受領した旨及び調査の要否について通知する。ただし、匿名による内部公益通報の場合及び当該通報者が通知を希望しない場合は、この限りでない。

（調査の実施）

第 11 条 従事者は、通報された事実について、書類調査、実地調査、事情の聴取その他の適切な方法により調査を行う。

2 責任者は、調査対象部門の責任者及び調査対象者に対し、調査の実施のために必要な帳票及び資料の提出又は事実の報告及び説明を求めることができる。

3 調査対象部門の責任者及び調査対象者は、前項の請求があった場合、正当な理由があるときを除いて、これに応じなければならない。

4 責任者は、調査の実施のために必要と認める場合は、理事長の許可を得て、自らが理事会その他の会議に出席し、又はその議事録を閲覧することができる。

（遵守事項）

第 12 条 従事者その他調査に関わる者は、その職務の遂行に当たって、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 調査対象者及び第三者の権利又は正当な利益を侵害しないこと。
- (2) 調査対象部門や調査対象者の業務の遂行に重大な支障を与えないこと。
- (3) 常に公平不偏の態度を保持し、事実に基づいた調査を実施すること。
- (4) 職務上知り得た事実及び通報者を特定させる情報を、正当な理由なく他に漏らさないこと。その職を離れた場合も同様とする。

2 学園は、前項の規定に違反した者に対し、学園の就業規則及び懲戒規程に基づき、懲戒処分等を行うことができる。

（是正措置・通知等）

第 13 条 責任者は、調査を開始した後、適宜その進捗状況を理事長に報告するとともに、調査を終了した後、直ちにその結果を理事長及び監事に報告しなければならない。ただし、

理事長が通報対象事実の実施主体である場合、又は強く関係している場合は、監事のみに報告するものとする。

- 2 理事長は、調査結果によりコンプライアンス違反行為の存在が明らかになった場合は、遅滞なく、その是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。
- 3 責任者は、前項の措置が講じられた場合は、当該措置に係る通報者に対し、関係者のプライバシーに配慮しつつ、その措置の内容を通知する。ただし、匿名による通報の場合及び当該通報者が通知を希望しない場合は、この限りでない。

(懲戒処分等)

第 14 条 理事長は、コンプライアンスに違反する行為の存在が明らかになった場合は、不正に関与した者に対し、学園の就業規則及び懲戒規程に基づき、懲戒処分等を行う。

- 2 コンプライアンスに違反する行為に関与していた職員等が、内部監査室が調査を開始する前に、自ら通報、申告を行った場合は、当該職員等の懲戒処分等の程度を軽減することがある。

(通報者の保護)

第 15 条 学園は、職員等が内部公益通報を行ったことを理由として、当該通報者に対する解雇、労働者派遣契約の解除、減給、降格その他の不利益な取扱いを行ってはならない。ただし、職員等が不正の目的をもって公益通報を行った場合は、この限りではない。

- 2 学園の職員等は、内部公益通報を行った者が誰であるか、対象事案に関する調査に協力した者が誰であるかを探索してはならない。
- 3 学園の職員等は、他の職員等が公益通報を行ったことを理由として、当該通報者に対し、不利益取扱いや嫌がらせを行ってはならない。
- 4 学園は、職員等が内部公益通報を行ったことを理由として、当該通報者の職場環境が悪化することのないよう、適切な処理を講じなければならない。

(事後確認)

第 16 条 責任者は、是正措置及び再発防止措置の実施後、次に掲げる事項を適宜確認し、確認結果を理事長に報告しなければならない。

- (1) 公益通報処理の手續等に問題がないこと。
 - (2) コンプライアンス違反行為の再発のおそれのないこと。
 - (3) 是正措置及び再発防止策が機能していること。
 - (4) 通報者に対し、内部公益通報を行ったことを理由とする不利益な取扱いが行われていないこと。
- 2 責任者は、前項第 3 号の確認の結果、是正措置又は再発防止策が機能していないときには、改めて是正に必要な措置をとらなければならない。

(記録の保管等)

第 17 条 学園は、内部公益通報への対応に関する記録を作成し、10 年間保管するものとする。

2 学園は、5 年に一度、内部公益通報体制の定期的な評価・点検を実施し、必要に応じて改善を行う。

3 学園は、公益通報・相談窓口に寄せられた内部公益通報に関する運用実績の概要を、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉又はプライバシー等の保護に支障がない範囲において職員及び役員に開示するものとする。

(教育・研修による周知)

第 18 条 学園は、公益通報の仕組み及びコンプライアンスの重要性について、職員等に継続的な教育・研修を実施し、周知に努めなければならない。

(関係法令の適用)

第 19 条 学園における公益通報等の取扱いに関し、この規程に定めのない事項は、公益通報者保護法その他関係法令の定めるところによる。

(改廃)

第 20 条 この規程の改廃は、理事長が行う。

附 則 (平成 21 年 12 月 18 日程第 7 号)

この規程は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 1 月 12 日程第 60 号)

この規程は、令和 5 年 1 月 12 日から施行する。

附 則 (令和 7 年 3 月 6 日程第 13 号)

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。